

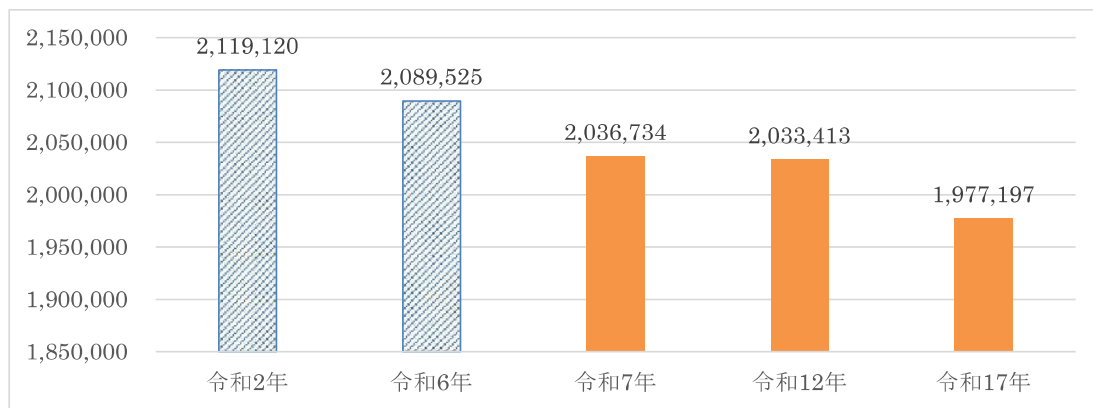
第2章 東京都の状況

第2章 東京都の状況

1 人口等

(1) 東京都の児童人口の推計

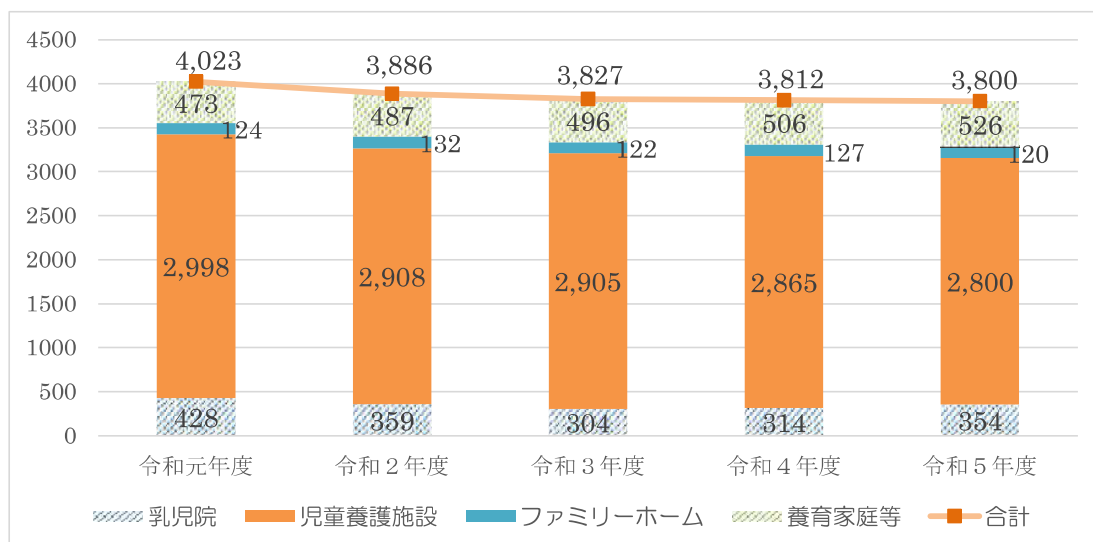
東京都における 0～19 歳までの人口は、令和 6 年 1 月時点で、日本人が 2,007,478 人、外国人が 82,047 人、合計 2,089,525 人であり、都総務局が令和 6 年 3 月に公表した「東京都世帯数の予測」では、令和 7 年（2025 年）は 2,036,734 人、令和 12 年（2030 年）は 2,033,413 人、令和 17 年（2035 年）は 1,977,197 人（各年 10 月 1 日時点）と予測されています。



資料：総務局「東京都世帯数の予測」

(2) 社会的養護のもとで育つ児童数の推移

ここ数年、社会的養護の措置児童数は 4,000 人前後で推移しています。



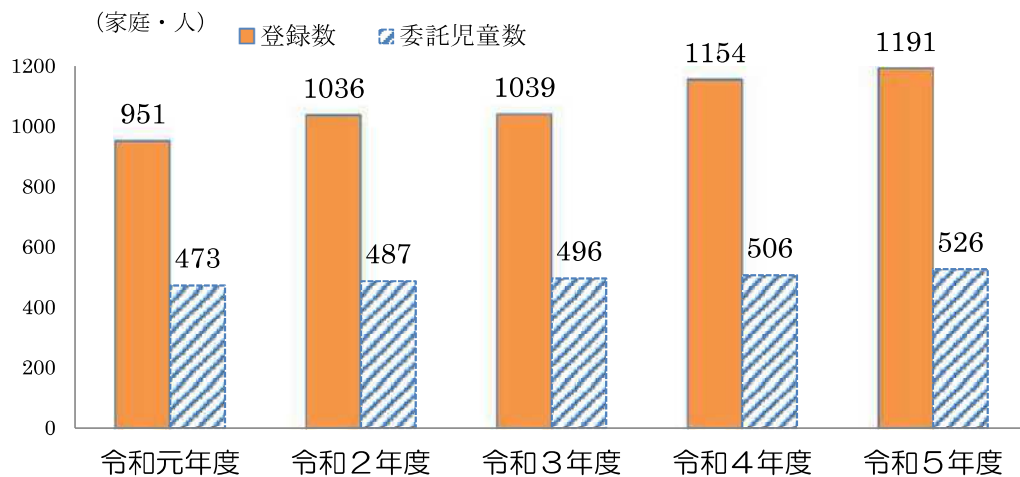
※児童養護施設入所児童数及び乳児院入所児童数については各年度 3 月 1 日現在、養育家庭等委託児童数及びファミリーホーム委託児童数については、各年度末現在

資料：福祉局

2 里親等の状況

(1) 養育家庭等の登録数及び委託児童数の推移

登録家庭数及び委託児童数は増加傾向ですが、伸びは緩やかになっています。



※登録家庭数：養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の合計で、複数登録している場合は重複を排除して計上

資料：福祉局

(2) ファミリーホーム設置数及び委託児童数の推移

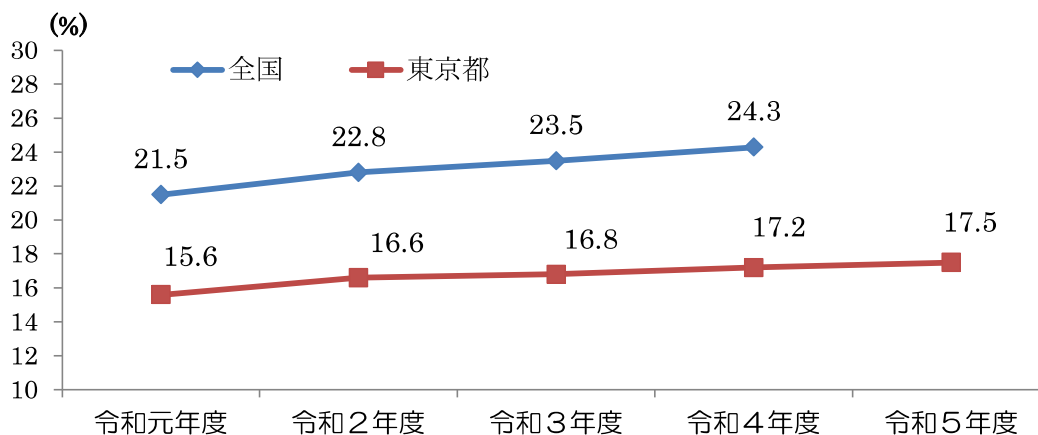
ファミリーホームは、令和5年度末現在、都内に30ホームあり、うち養育家庭移行型ファミリーホームが19ホーム、法人型ファミリーホームが11ホームとなっています。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	29	31	31	30	30
養育家庭移行型ファミリーホーム	20	22	20	19	19
法人型ファミリーホーム	9	9	11	11	11
定員数	174	186	186	180	180
委託児童数	124	132	122	127	120

資料：福祉局

(3) 里親等委託率の推移

里親等委託率は上昇傾向ですが、全国平均よりも低く推移しています。



※養育家庭等委託率＝養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数／乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数

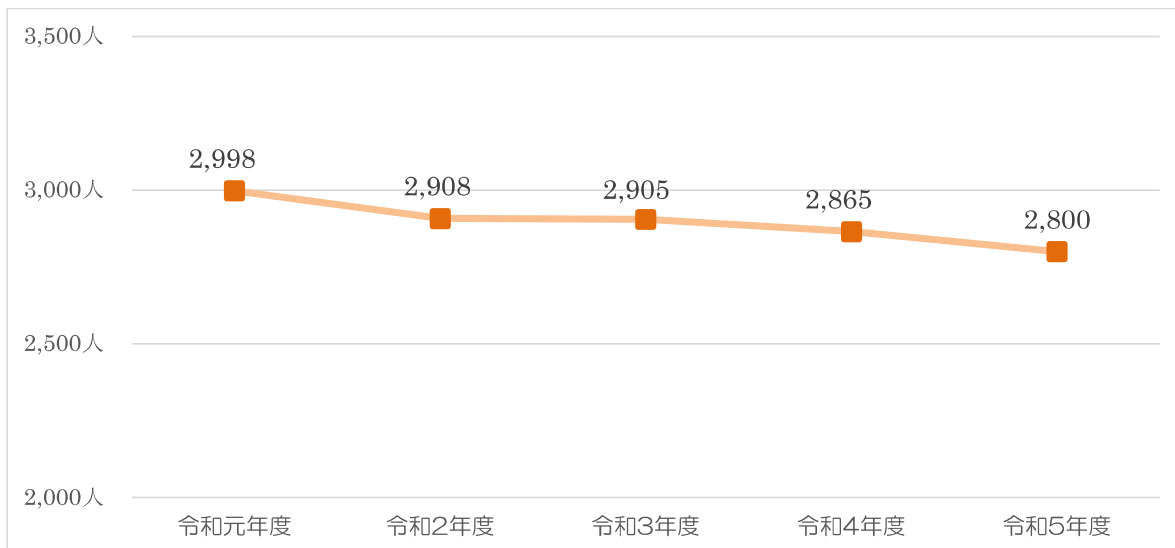
※全国の数値は「社会的養護の現状について（厚生労働省）」による。（令和5年度は未発表）

資料：福祉局

3 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設の状況

(1) 児童養護施設の入所児童数の推移

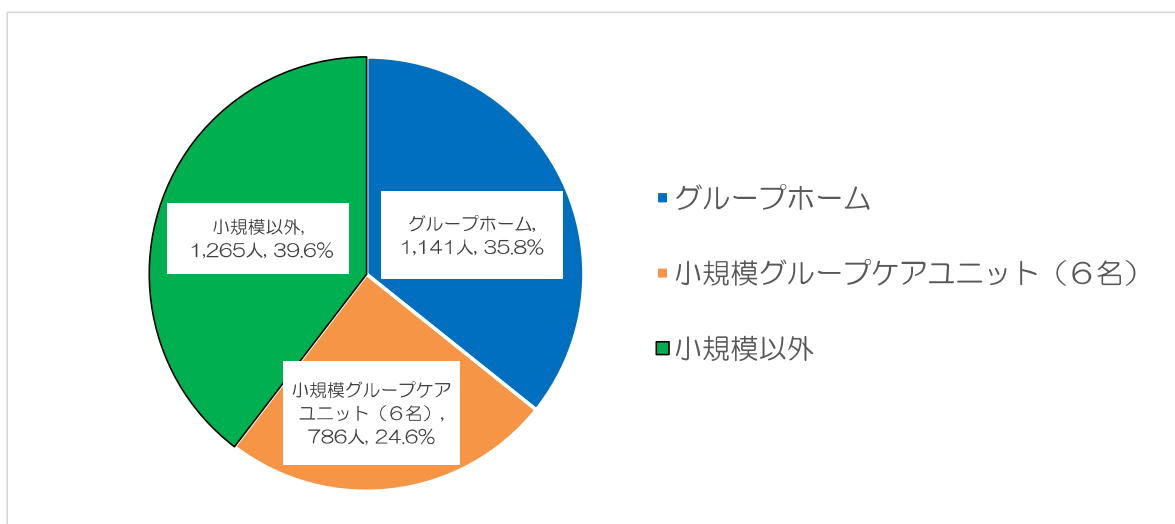
児童養護施設で生活する児童数はここ数年、減少傾向で推移しています。



資料：福祉局

(2) 児童養護施設の小規模化の状況

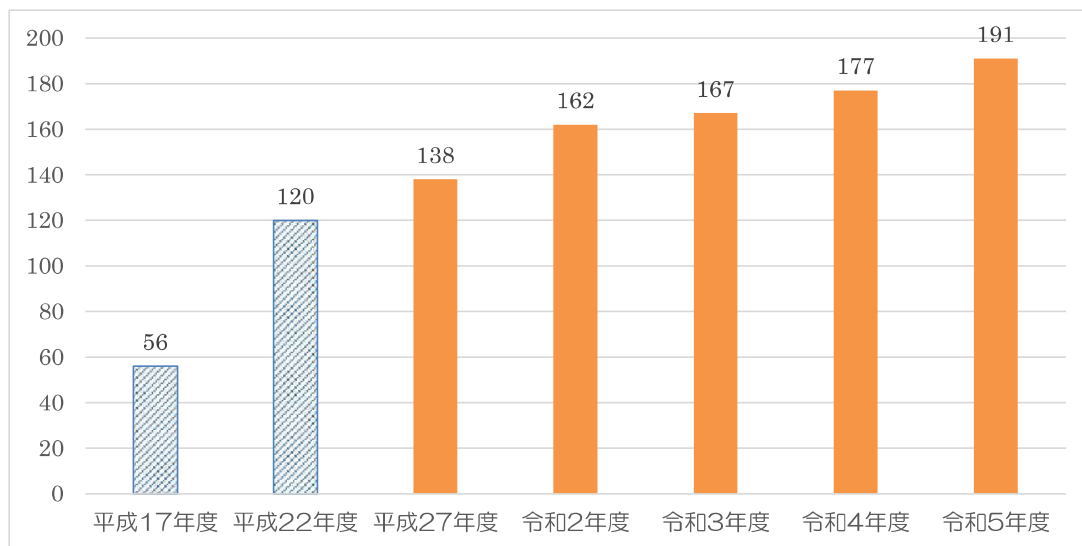
児童養護施設における小規模化の状況は、令和6年9月1日現在で、グループホームが1,141人と児童養護施設定員の35.8%となっています。本体施設で行っている6名以下のユニットケアとグループホームを合わせた小規模化の状況としては、児童養護施設全体の60.4%です。



資料：福祉局

(3) グループホーム設置数の推移

平成 17 年度に、国から児童養護施設の小規模化に関する通知が発出されたこともあり、大幅に増加しましたが、近年、伸びは緩やかになっています。

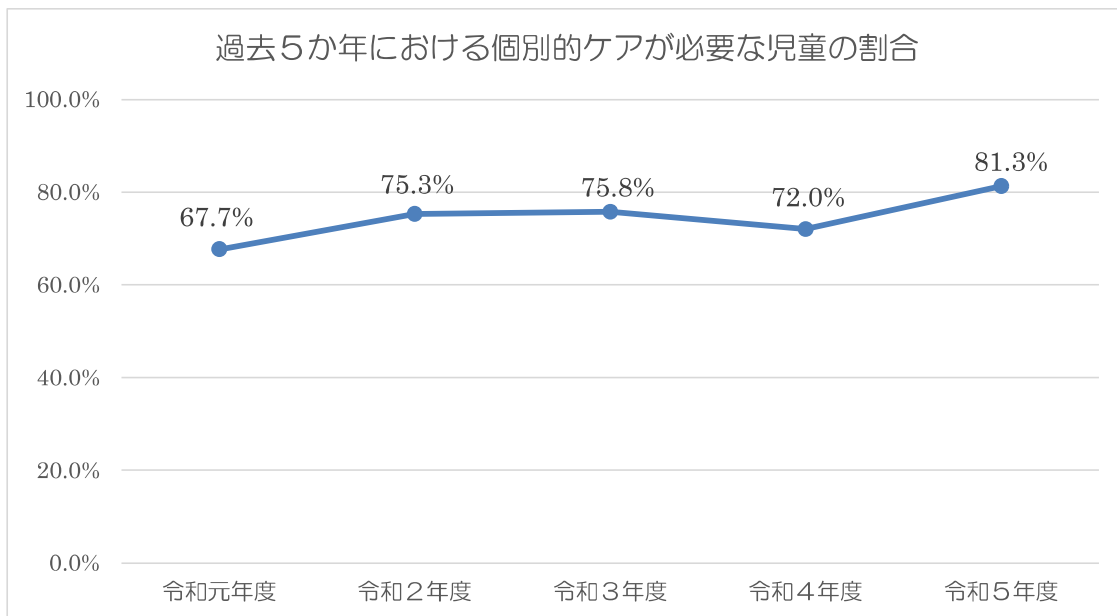


資料：福祉局

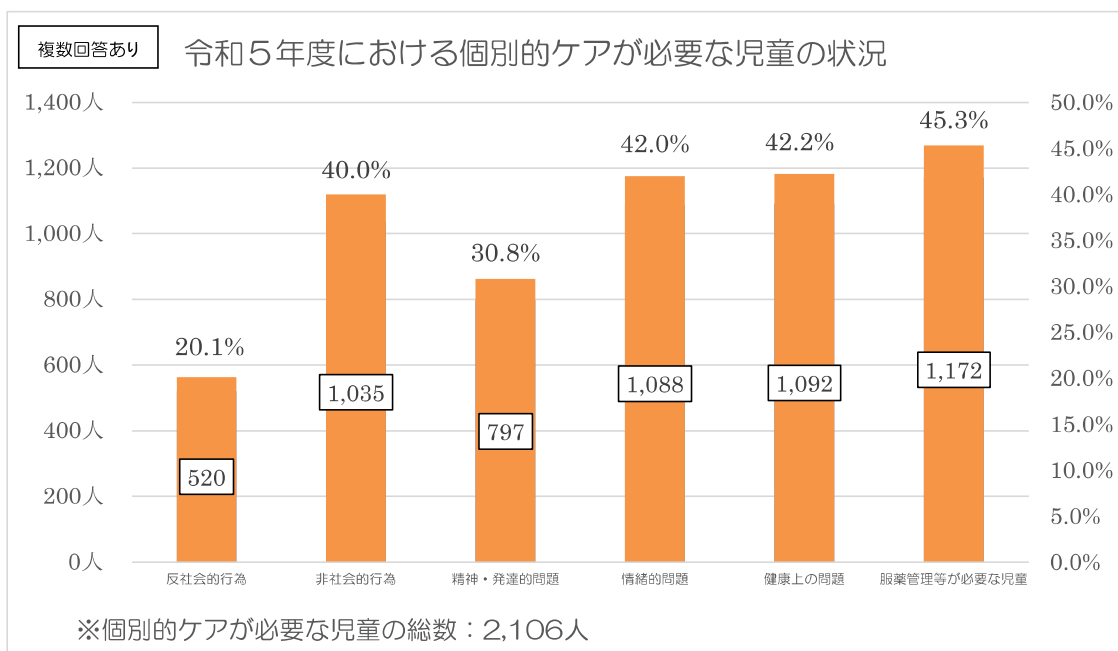
(4) 児童養護施設における個別的ケアが必要な児童の入所状況

個別的なケアが必要な児童の割合はここ数年、増加傾向で推移しています。

また、令和5年度における個別的ケアが必要な児童の状況では服薬管理等が必要な児童の割合が高くなっています。



資料：福祉局

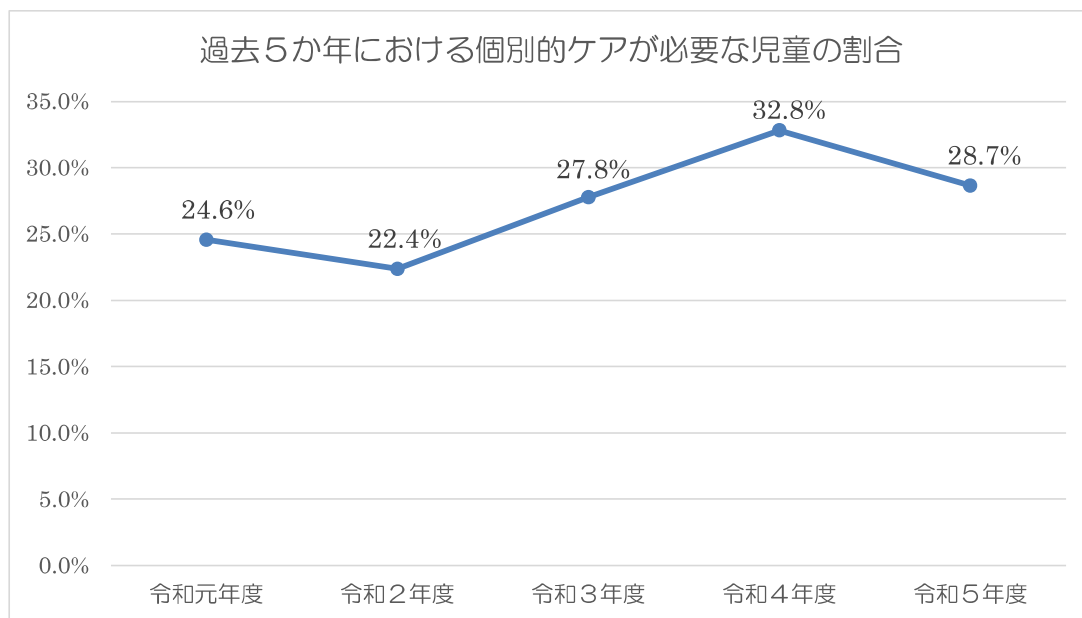


資料：福祉局

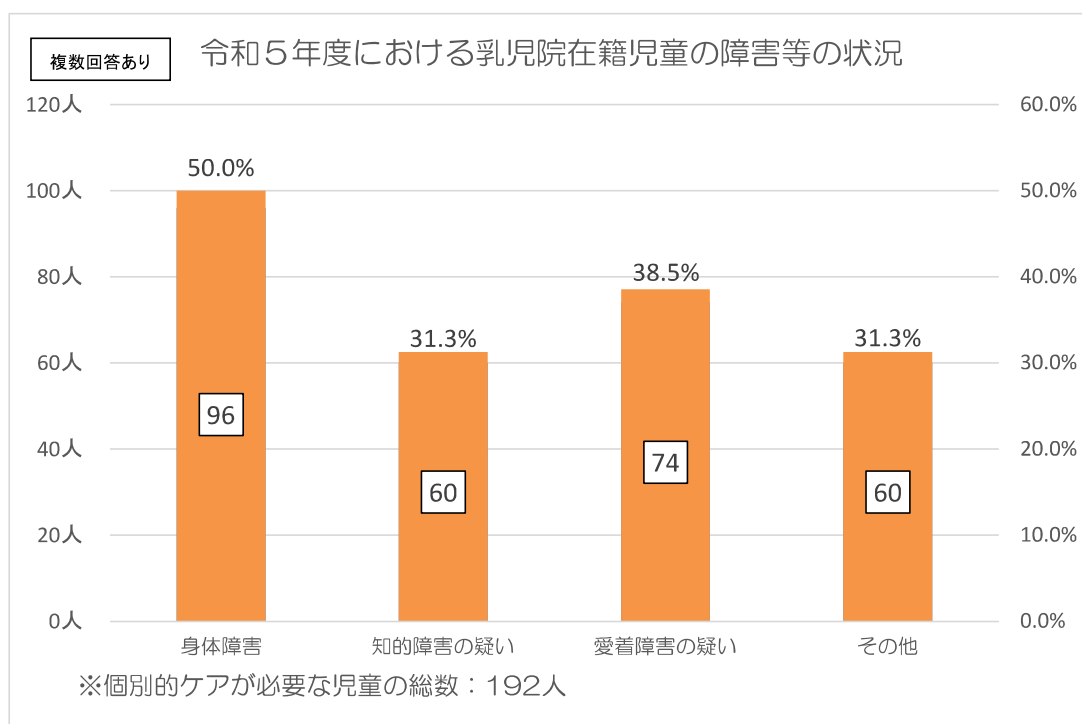
(5) 乳児院在籍児童の障害等の状況

個別的なケアが必要な児童の割合はここ数年、緩やかに増加しています。

また、令和5年度における障害等の状況では身体障害を抱えている児童の割合が高くなっています。



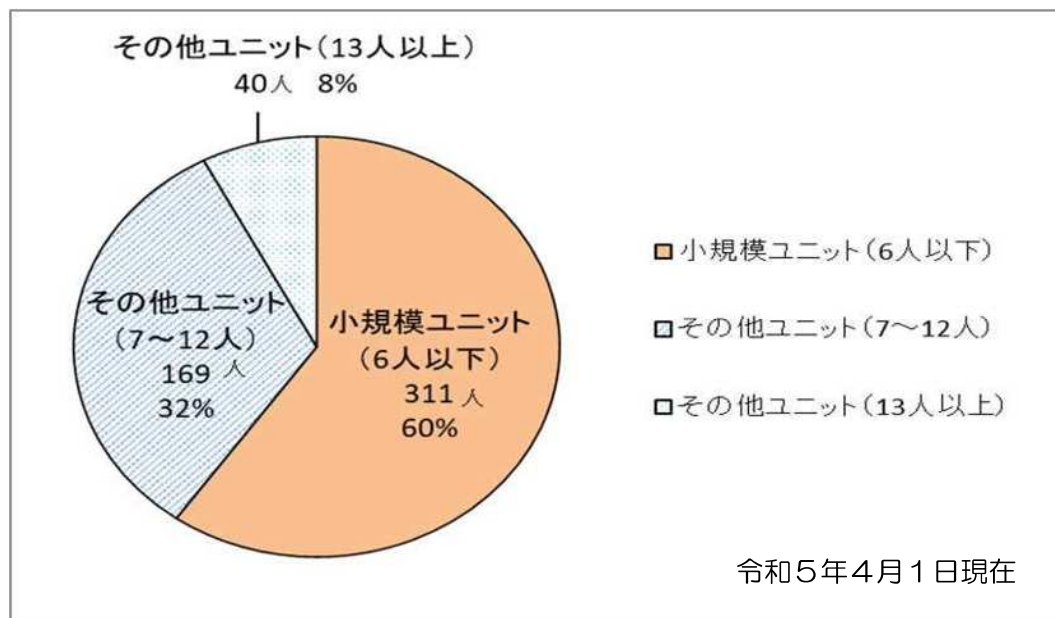
資料：福祉局



資料：福祉局

(6) 乳児院の小規模化の状況

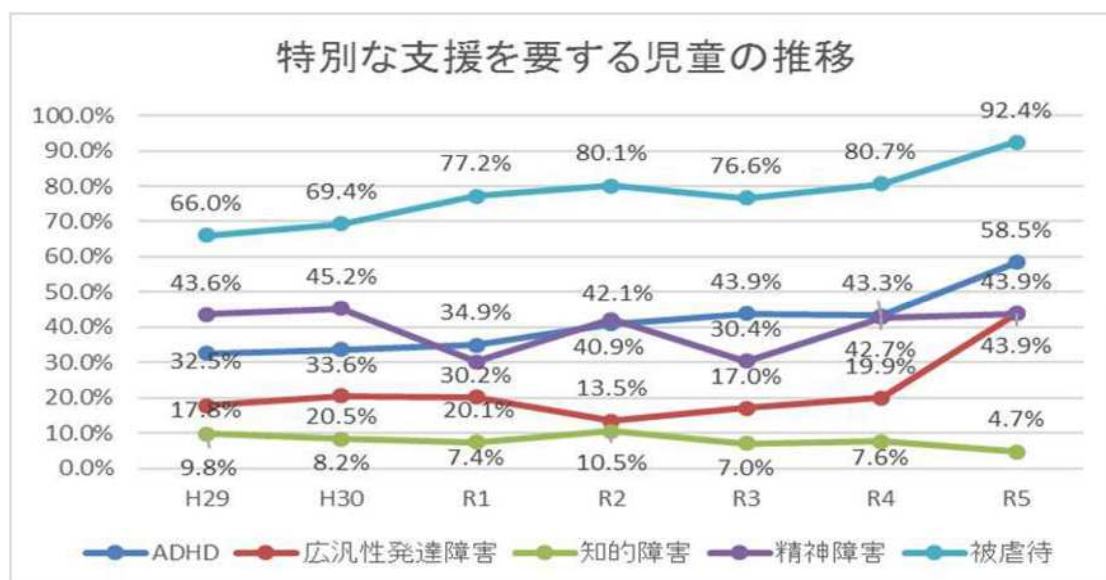
乳児院の中で4人から6人までの小規模で家庭的な運営を行うユニットは、全体の60%となっています。



資料：福祉局

(7) 児童自立支援施設におけるケアニーズの高い児童の状況

児童自立支援施設では、被虐待経験を有する児童や、精神障害、発達障害等の課題を抱え、個別・専門的な対応が必要な児童が増加傾向にあります。



資料：福祉局

4 自立支援の状況

(1) 進路状況

令和5年3月に卒業した児童で、高等学校等進学率は、児童養護施設で97.4%、児童自立支援施設で89.3%、里親で100%となっています。また、大学等進学率は、児童養護施設で28.3%、自立援助ホームで26.1%、里親で42.9%となっています。

◎ 中学校卒業児童

	令和5年3月中学校 卒業児童数		進学						就職		その他	
			高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	東京都	189人	179人	94.7%	5人	2.6%	184人	97.4%	0人	0.0%	5人	2.6%
	全国	2,079人	1,971人	94.8%	47人	2.3%	2,018人	97.1%	30人	1.4%	31人	1.5%
児童自立支援施設	東京都	28人	25人	89.3%	0人	0.0%	25人	89.3%	2人	7.1%	1人	3.6%
	全国	368人	318人	86.4%	8人	2.2%	326人	88.6%	11人	3.0%	31人	8.4%
里親	東京都	21人	21人	100.0%	0人	0.0%	21人	100.0%	—	—	—	—
(参考)全中卒者	東京都	107,133人	105,701人	98.7%	528人	0.5%	106,229人	99.2%	94人	0.1%	810人	0.7%
	全国	1,103千人	1,089千人	98.7%	4千人	0.4%	1,093千人	99.1%	2千人	0.2%	8千人	0.7%

◎ 高等学校卒業児童

	令和5年3月高等学校 卒業児童数			進学				就職		その他			
				大学等		専修学校等						合計	
児童養護施設	東京都	180人	在籍児童	24人	13.3%	14人	7.8%	38人	21.1%	16人	8.9%	8人	4.5%
			退所児童	27人	15.0%	36人	20.0%	63人	35.0%	49人	27.2%	6人	3.3%
			計	51人	28.3%	50人	27.8%	101人	56.1%	65人	36.1%	14人	7.8%
	全国	1,697人	在籍児童	117人	6.9%	89人	5.2%	206人	12.1%	116人	6.9%	75人	4.4%
			退所児童	237人	14.0%	216人	12.7%	453人	26.7%	759人	44.7%	88人	5.2%
計			354人	20.9%	305人	17.9%	659人	38.8%	875人	51.6%	163人	9.6%	
自立援助ホーム	東京都	23人	在籍児童	5人	21.7%	5人	21.7%	10人	43.4%	3人	13.1%	2人	8.7%
			退所児童	1人	4.4%	0人	0.0%	1人	4.4%	5人	21.7%	2人	8.7%
			計	6人	26.1%	5人	21.7%	11人	47.8%	8人	34.8%	4人	17.4%
	全国	243人	在籍児童	41人	16.9%	22人	9.1%	63人	26.0%	31人	12.8%	35人	14.4%
			退所児童	21人	8.6%	7人	2.9%	28人	11.5%	48人	19.7%	38人	15.6%
計			62人	25.5%	29人	12.0%	91人	37.5%	79人	32.5%	73人	30.0%	
児童自立支援施設	全国	11人	退所児童	1人	9.1%	2人	18.2%	3人	27.3%	6人	54.5%	2人	18.2%
里親	東京都	28人	委託児童	5人	17.9%	4人	14.3%	9人	32.2%	1人	3.5%	1人	3.5%
			委託解除児童	7人	25.0%	4人	14.3%	11人	39.3%	5人	17.9%	1人	3.5%
			計	12人	42.9%	8人	28.6%	20人	71.5%	6人	21.4%	2人	7.0%
	全国	383人	計	131人	34.2%	91人	23.8%	222人	58.0%	119人	31.0%	42人	11.0%
(参考)全高卒者	東京都	103,282人		72,204人	69.9%	15,683人	15.2%	87,887人	85.1%	6,232人	6.0%	9,163人	8.9%
	全国	1,065千人		607千人	57.0%	215千人	20.2%	822人	77.2%	161千人	15.1%	82千人	7.7%

※ (児童養護施設・児童自立支援施設・里親) 社会的養護現況調査 (国) より

※ (全中卒者、全高卒者) 学校基本調査 (国) より

(2) 進学した学校における在籍・卒業状況

児童養護施設等、社会的養護の下で育った方が、退所後に進学した学校等を卒業前に退学した割合は、14.0%となっています。

(単位：%)

続けて在籍している	中途退学した	卒業した
35.2	14.0	50.8

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(令和4年1月)

(3) 離職状況

退所後に就いた最初の仕事を「すでに辞めている」と回答した方(126人)の約4割が、1年未満で辞めています。

(単位：%)

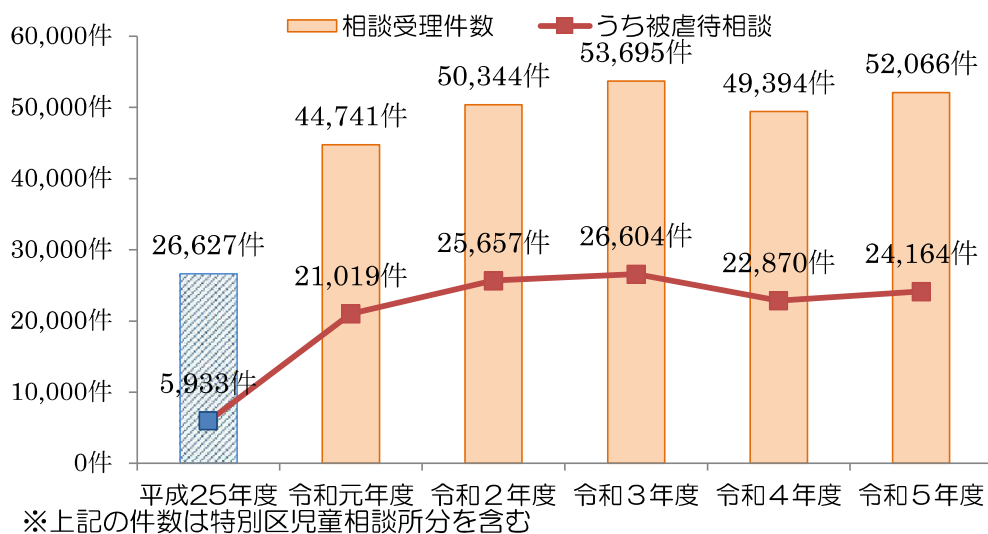
～6か月未満	6か月～1年未満	1～3年未満	3年以上
31.8	11.1	45.2	11.9

資料：「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査」(令和4年1月)

5 児童相談所等の運営状況

(1) 児童相談所の相談受理状況

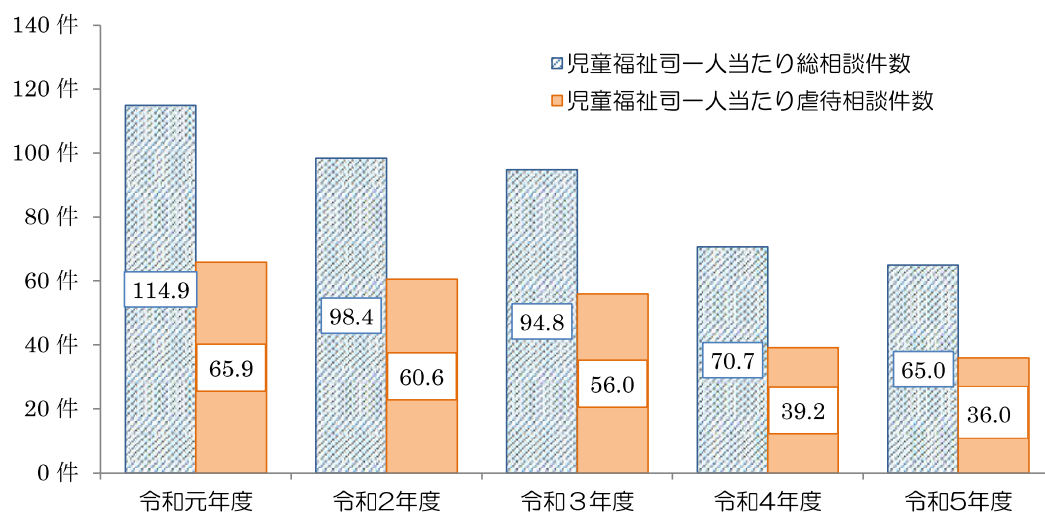
児童相談所が受理した相談件数は、増加傾向にあります。特に、被虐待相談は急増しており、10年前と比較し、4倍以上となっています。



資料：福祉局

(2) 児童福祉司一人当たり相談件数

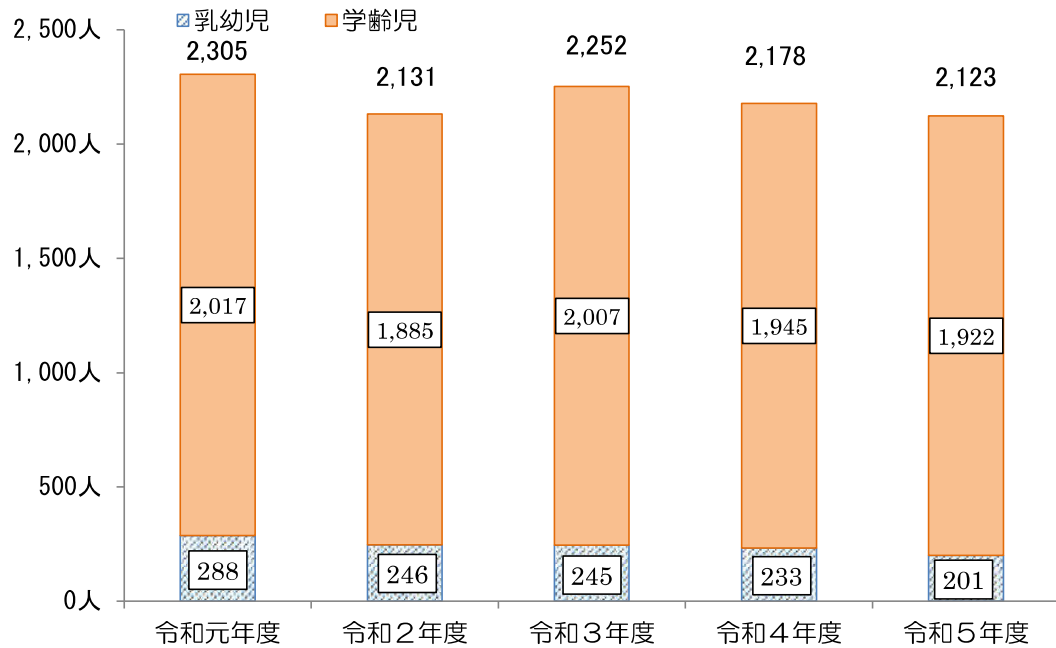
都児童相談所の児童福祉司1人当たりが受理する虐待相談は、年々減少しており、近年は一人50件となっています。



資料：福祉局

(3) 一時保護所新規入所状況

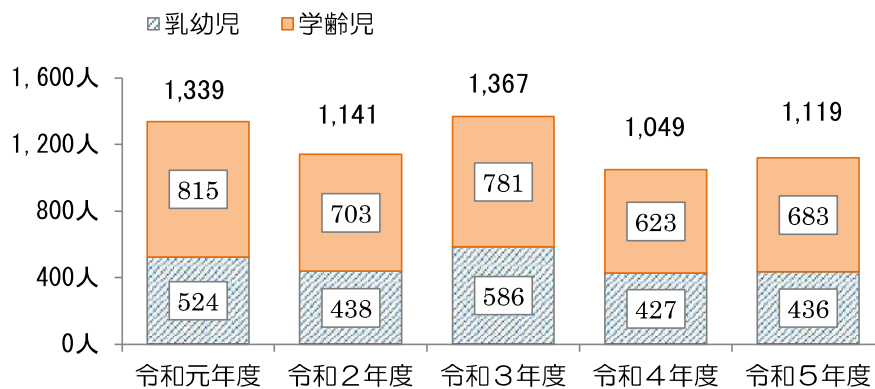
都一時保護所入所件数はほぼ横ばいであり、特に学齢児の割合が大きくなっています。



資料：福祉局

(4) 一時保護委託での新規保護人数

都一時保護委託件数は年間1,000件を超える水準で推移しています。



資料：福祉局

(5) 一時保護所入所率、平均保護日数

緊急での一時保護が必要なケースも多く、都一時保護所における年間平均入所率は100%超が常態化しています。

また、一人当たりの平均保護日数は、50日を超える状況です（全国平均32.7日：令和3年度）。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入 所 定 員 A	237人	237人	250人	250人	250人
1日当たり平均入所数 B	269.2人	248.4人	286.1人	319.3人	324.4人
平均入所率 B ÷ A	113.6%	104.9%	114.5%	127.8%	129.8%
一人当たり平均保護日数	41.9日	42.6日	44.4日	52.5日	54.6日

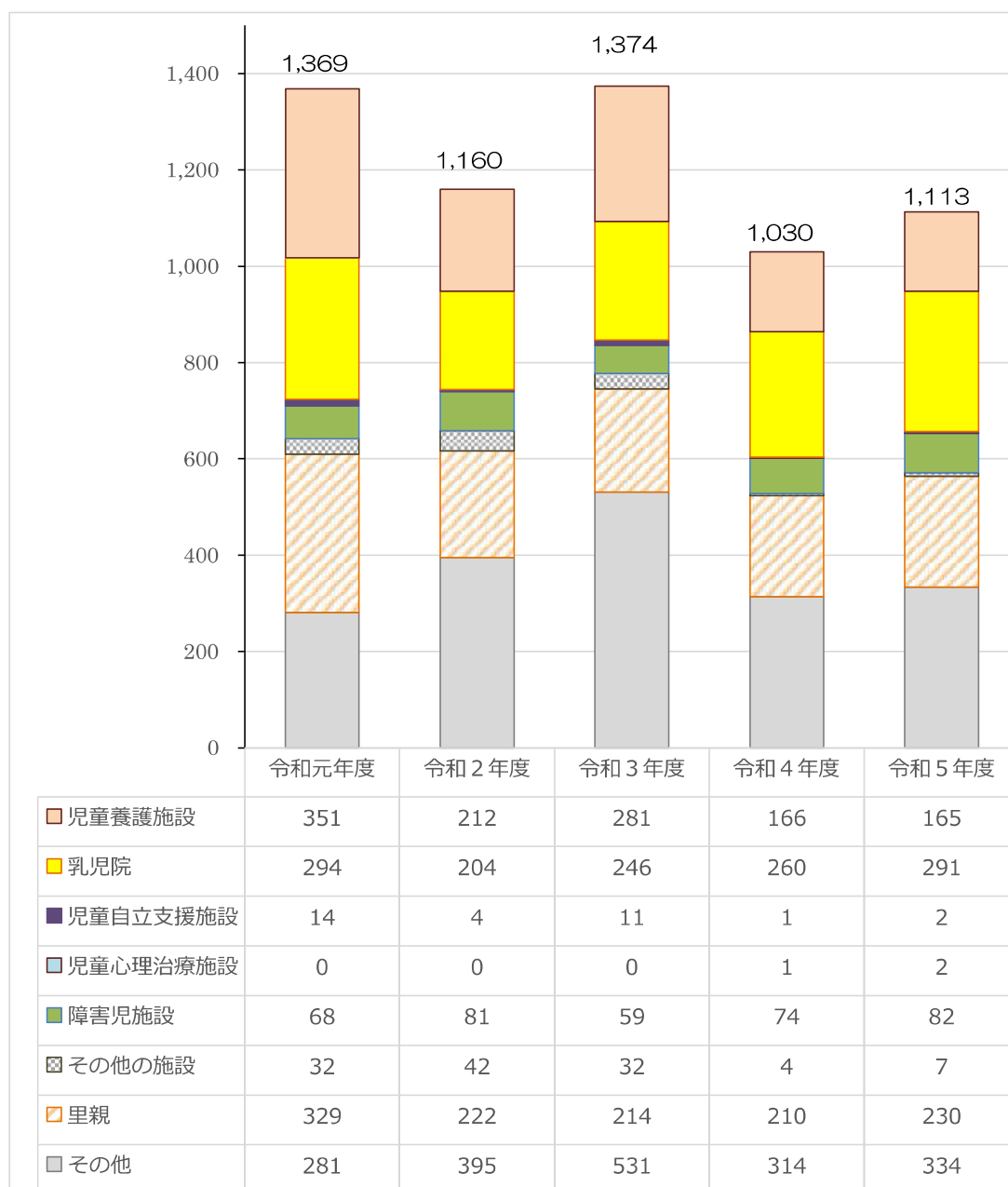
資料：福祉局

(6) 一時保護委託解除状況（特別区児童相談所分を含まない。）

都児童相談所の一時保護委託解除状況においては、児童養護施設や乳児院、里親の割合が高くなっています。

※一時保護委託解除時、「対象の児童がどこの施設等に委託されていたか」の内訳を記載しています。

単位：人



資料：福祉局

【補足】統計数値について

(2)～(6)の統計数値については、特別区児童相談所分を含まない数値としています。

令和2年度	世田谷区、江戸川区、荒川区（令和2年7月1日）
令和3年度	港区
令和4年度	中野区、板橋区（令和4年7月1日）、豊島区（令和5年2月1日）
令和5年度	葛飾区（令和5年10月1日）

(1)～(6)の統計数値のうち、令和3度以前の数値は福祉行政報告例の訂正前の数値で記載をしています。令和4年度以降については、訂正後の数値で記載をしています。（令和5年度の数値はすべて速報値です。）

福祉行政報告例の訂正について

福祉行政報告例においては、児童相談所が虐待と判断したもののみを「虐待相談対応件数」に計上することとしていますが、実際に児童相談所が相談対応したにも関わらず、「虐待に該当しない」と判断したものが統計に反映されないため、都はこうしたケースも対応件数に含めていました。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）の状況

（１）ショートステイ事業を実施している自治体数

以下のとおり、ほぼすべての自治体においてショートステイ事業が実施されています。

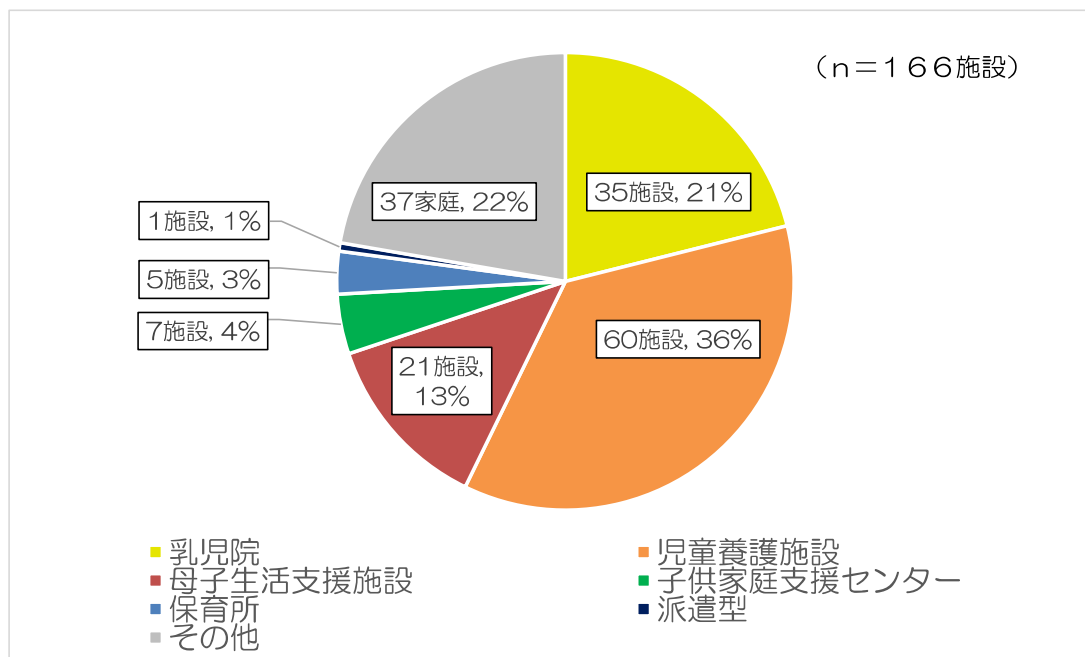
区	市	町村	合計
23	26	2	51

（令和6年4月1日現在）

資料：福祉局

（２）施設種別

施設種別は児童養護施設が最も多く（36%）、その他協力家庭等（22%）、乳児院（21%）が続いています。



（令和6年4月1日現在）

資料：福祉局

7 代替養育を必要とする児童数の推計

<定義>

代替養育を必要とする児童数とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童であって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要な者の数を言います。

<算定に当たっての基本的な考え方>

算定に当たっては、都と児相設置区それぞれが計画の策定主体として、代替養育が必要な児童数を算定することが求められますが、児童は広域に渡って入所措置されるなど、必ずしも一つの区で完結しないことから、整合を図りながら、全体の数値を算定することが必要となります。

児相設置区以外の都管轄分
⇒ 都が算定

児相設置区8区分
⇒ 各区が算定

上図のとおり、児相設置区は各区分の数値を算定、都は児相設置区以外の都管轄分の数値を算定し、合計した数値を都全体の代替養育が必要な児童数として扱います。

<算定方法>

都と区の合計数を都全体の数値とするためには、都と区共通の方法で算定することが望ましいですが、一方で、児相設置以降の事例蓄積や区ごとの予防的支援の取組の違いなど、自治体間の違いも考慮する必要があります。

【都区共通の算定方法】

上記を踏まえ、都及び児相設置区においては、共に以下の方法で算定することとします。

前年度末の措置児童数 ＋ （新規措置児童数－退所児童数）
＋ 潜在需要 － 予防的支援での家庭維持見込数

なお、下線部については、各自治体の実情を踏まえ算定の有無、算定方法を判断することとします。

① 措置児童数の推計

<推計方法>

ア 児童人口を推計

都政策企画局が令和6年8月に公表した『『未来の東京』戦略 附属資料 東京の将来人口』等をもとに、計画期間における児童人口（0歳～17歳）を推計（以下、児童人口推計）しています。

イ 児童相談所における養護相談対応件数(相談件数)を推計

児童人口に対する相談件数の割合（相談件数割合）の伸び率（直近実績の令和3年度から4年度の伸び率：1.041）を前年度の相談件数割合に乗じて、各年度の相談件数割合を推計しています。

次に、各年度の児童人口推計に相談件数割合を乗じ、相談件数を推計しました。

ウ 新たに代替養育が必要となる児童数(新規措置児童数)を推計

相談件数に対する新規措置児童数の割合（令和2年度から4年度の3か年平均：0.021）を相談件数に乗じて、各年度の新規措置児童数を推計しています。

エ 自立等により代替養育が不要となる児童数(退所児童数)を推計

前年度末の措置児童数に対する退所児童数の割合（令和3年度、4年度の2か年平均：0.198）を、前年度末の措置児童数に乗じて、当年度における退所児童数を推計しています。

<推計値 ①（都管轄分）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童人口	1,352,420 人	1,344,290 人	1,336,160 人	1,328,030 人	1,319,900 人
相談件数	30,308 件	31,353 件	32,433 件	33,549 件	34,702 件
新規措置 児童数	629 人	651 人	674 人	697 人	721 人
退所児童数	573 人	584 人	597 人	612 人	629 人
年度末 措置児童数※	2,942 人	3,009 人	3,086 人	3,171 人	3,263 人

<推計値 ①（区児相分）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童人口	490,989 人	485,693 人	479,920 人	473,965 人	467,673 人
相談件数	12,700 件	12,993 件	13,293 件	13,582 件	13,925 件
新規措置 児童数	204 人	207 人	210 人	211 人	214 人
退所児童数	202 人	205 人	203 人	204 人	207 人
年度末 措置児童数※	973 人	975 人	982 人	989 人	996 人

<推計値 ①（都全域（都管轄分＋区児相分））>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童人口	1,843,409 人	1,829,983 人	1,816,080 人	1,801,995 人	1,787,573 人
相談件数	43,008 件	44,346 件	45,726 件	47,131 件	48,627 件
新規措置 児童数	833 人	858 人	884 人	908 人	935 人
退所児童数	775 人	789 人	800 人	816 人	836 人
年度末 措置児童数※	3,915 人	3,984 人	4,068 人	4,160 人	4,259 人

※前年度末措置児童数＋新規措置児童数－退所児童数

② 潜在需要及び予防的支援での家庭維持見込数の推計

<推計方法>

都管轄分においては、在宅指導中で施設等の利用が可能であったが、児童本人が希望しなかったことなどにより利用できなかった児童数を潜在需要として算定しました。

具体的には、当該児童の割合（施設 0.030、里親 0.069※）を、直近の相談件数に対する在宅指導中児童数の割合（0.098）から推計した各年度における在宅指導中児童数に乗じて推計しています。

※平成 30 年度及び令和元年度における児童相談所調査結果の 2 か年平均

なお、都管轄分の予防的支援での家庭維持見込数については、現時点では都全体での事例蓄積が十分でなく、予防効果の定量化が困難であることから、推計においては算定しないこととします。

一方、児相設置区においては、潜在需要及び予防的支援での家庭維持見込数について、各区の事例等に基づき、算定の有無、算定方法を決定の上、推計し反映しています。

<推計値 ②（都管轄分）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
潜在需要等	112 人	116 人	119 人	123 人	128 人

<推計値 ②（区児相分）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
潜在需要等	119 人	119 人	119 人	120 人	119 人

<推計値 ②（都全域（都管轄分＋区児相分））>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
潜在需要等	231 人	235 人	238 人	243 人	247 人

③ 代替養育を必要とする児童数の推計結果

これまでの推計をもとに、目標年次ごとの代替養育を必要とする児童を推計した結果は、以下のとおりとなります。(①+②)

<推計値 ③（都管轄分）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
代替養育を必要とする児童数	3,054 人	3,125 人	3,205 人	3,294 人	3,391 人

<推計値 ③（区児相分）>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
代替養育を必要とする児童数	1,092 人	1,094 人	1,101 人	1,109 人	1,115 人

<推計値 ③（都全域（都管轄分+区児相分））>

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
代替養育を必要とする児童数	4,146 人	4,219 人	4,306 人	4,403 人	4,506 人
（前計画比）	△458 人	△418 人	△356 人	△279 人	△192 人

次に、措置児童の年齢別構成比率（令和 4 年度）を、各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて、各年齢区分別の児童数を算出しています。

（年齢区分別）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
3歳未満	357 人	363 人	371 人	379 人	388 人
3歳以上就学前	428 人	435 人	444 人	454 人	465 人
学童期以降	3,361 人	3,421 人	3,491 人	3,570 人	3,653 人
合計	4,146 人	4,219 人	4,306 人	4,403 人	4,506 人

8 里親等委託児童数及び里親等登録数の推計

（里親等委託率の考え方）

○ 都内では、ケアニーズの高い児童が増加しており、児童養護施設での支援が必要な児童等の入所が今後も見込まれます。

○ また、前回計画最終年度における目標値 37.4%の達成に向け、着実に実績を伸ばしているところですが、令和5年度実績で 17.5%（目標値 18.7%）と、現状、目標値を若干下回っている状況です。

➤ 上記を踏まえ、各種施策をさらに強力に推進し、本計画においても前回計画の目標を維持し、確実な目標達成を目指していくこととします。

本計画期間後も、更なる向上を目指して施策を推進していきます。

（1）里親等委託児童数の年次・年齢区分別推計

7「代替養育を必要とする児童数の推計」の推計結果及び年次別の里親等への委託率（目標）を基に、里親等委託児童数を推計しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	76人 (21.3%)	104人 (28.7%)	133人 (35.8%)	164人 (43.3%)	196人 (50.5%)
3歳以上就学前	147人 (34.3%)	166人 (38.2%)	188人 (42.3%)	211人 (46.5%)	235人 (50.5%)
学童期以降	751人 (22.3%)	870人 (25.4%)	991人 (28.4%)	1,123人 (31.5%)	1,255人 (34.4%)
合計	974人 (23.5%)	1,140人 (27.0%)	1,312人 (30.5%)	1,498人 (34.0%)	1,686人 (37.4%)

(2) 将来に向け必要な里親登録数等

里親等委託児童数の推計結果を基に、必要となる里親登録数及びファミリーホーム定員数を推計します。令和 11 年度までに、稼働率を令和 5 年度末の 41.3% から 50.0% に引き上げることで、必要となる里親登録数等は以下のとおりとなります。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
委託児童数	974 人	1,140 人	1,312 人	1,498 人	1,686 人
稼働率	45.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%
ファミリーホーム 定員数	192 人	204 人	216 人	228 人	240 人
里親登録数	1,686 家庭	1,899 家庭	2,152 家庭	2,418 家庭	2,677 家庭

$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・FH への委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FH の定員数}}$$

(※平均受託児童数 1.17 人)

9 施設で養育が必要な児童数の推計

(1) 施設で養育が必要な児童数

7「代替養育を必要とする児童数の推計」結果から、8「里親等への委託児童数の推計」結果を差し引き、「施設で養育が必要な児童数」を推計します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
3 歳未満	281 人	259 人	238 人	215 人	192 人
3 歳以上就学前	281 人	269 人	256 人	243 人	230 人
学童期以降	2,610 人	2,551 人	2,500 人	2,447 人	2,398 人
合計	3,172 人	3,079 人	2,994 人	2,905 人	2,820 人

※6 (3) 代替養育を必要とする児童数の推計結果ー7 (1) 年次・年齢区分別推計

(2) 必要な施設定員数

「施設で養育が必要な児童数」を基に、施設養育として必要な定員数を推計します。

3 歳未満は、乳児院の入所率（約 70%）の定員規模で推計（必要数の約 140%）し、3 歳以上就学前と学童期以降は、児童養護施設の入所率（約 90%）の定員規模で推計（必要数の約 110%）しています。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
3 歳未満	401 人	370 人	340 人	307 人	274 人
3 歳以上就学前	312 人	299 人	284 人	270 人	256 人
学童期以降	2,900 人	2,834 人	2,778 人	2,719 人	2,664 人
合計	3,613 人	3,503 人	3,402 人	3,296 人	3,194 人

なお、代替養育を必要とする児童は、令和 11 年度まで毎年増加する見込みであるとともに、施設では一定数、一時保護児童も受け入れています。特に、都の一時保護所は乳児には対応していないため、一時保護における乳児院の役割は重要です。

引き続き里親等への委託を推進していきますが、十分な里親等登録数を確保するまでは、保護が必要な児童の行き場がなくなることを防ぐよう、施設養育の定員数も十分に確保しておく必要があります。

10 子供へのアンケート・ヒアリング調査

- 当事者である子供の権利に関しては、令和4年改正児童福祉法において子供の権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として位置付けられるとともに、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護の決定、解除、更新等の際に、意見聴取等を行うこととされました。
- こうした情勢の変化も踏まえ、計画の策定に当たっては、里親や児童養護施設等に在籍している子供の意見を反映するため、アンケート調査及びヒアリングによる意見聴取を行いました。
- 本調査等により得られた貴重な意見を基に、都としては、子供の最善の利益確保に向けて、子供自身や周囲の大人に対する子供の権利に関する啓発や子供の意見表明を支援する取組などを充実していきます。
- また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、きめ細かなケースマネジメントを行うことができるよう児童相談所の体制強化を図るとともに、施設での養育が必要な子供ができる限り良好な家庭的環境で過ごせるよう、施設の小規模化・地域分散化を進めるなど環境整備に取り組んでいきます。

調査概要

(1) 調査対象：都内の児童養護施設・自立援助ホーム・里親・ファミリーホームに措置または委託されている児童(小学校高学年から高等学校3年生まで)

(2) 調査方法：対象となる子供に対して事前アンケートを実施しています。より深く子供の意見を引き出すため、アンケートで聞いた内容をベースに、複数名のワークショップ型を基本としてヒアリングを実施しました。

(3) 実施時期：令和6年8月から11月

(4) 回答者数：24名(内訳は下記のとおり)

【施設等種別内訳】

施設等	回答者数
児童養護施設	15名
自立援助ホーム	5名
里親・ファミリーホーム	4名
合計	24名

【属性別内訳】

属性	回答者数
小学生	5名
中学生	3名
高校生	12名
フリースクールに通う学生	3名
その他	1名
合計	24名

(5) アンケート・ヒアリングの実施内容

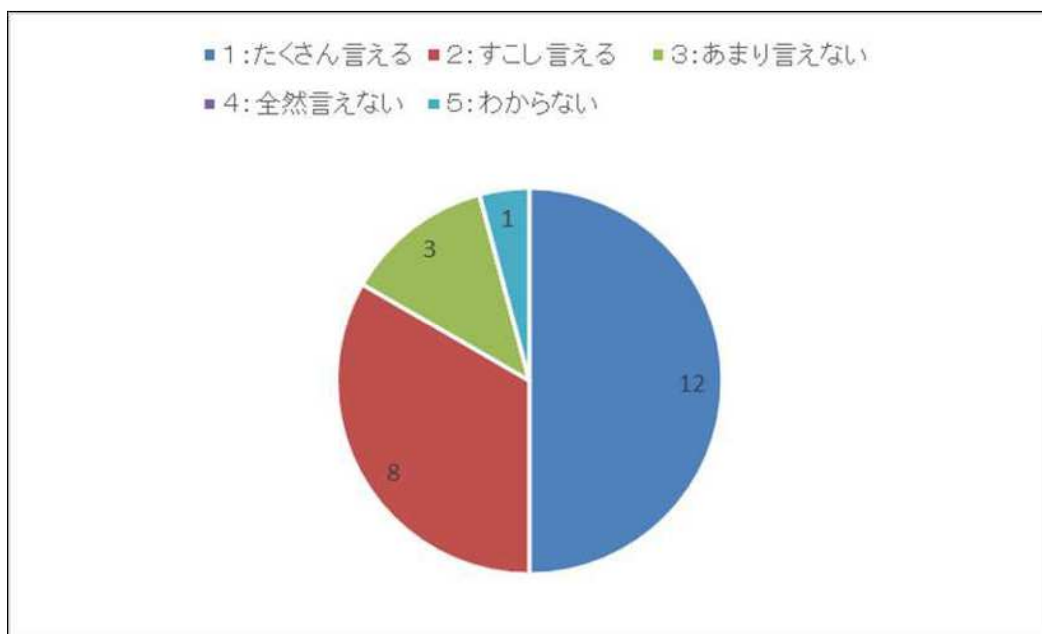
普段の生活や学校、友人との間での困りごとや本人の希望について、選択式及び自由記述式の設問でアンケート調査をしています。

また、子供の考えを引き出しやすいよう、アンケート調査実施後、特に自由記述式の設問への回答内容をもとにヒアリングを実施しました。

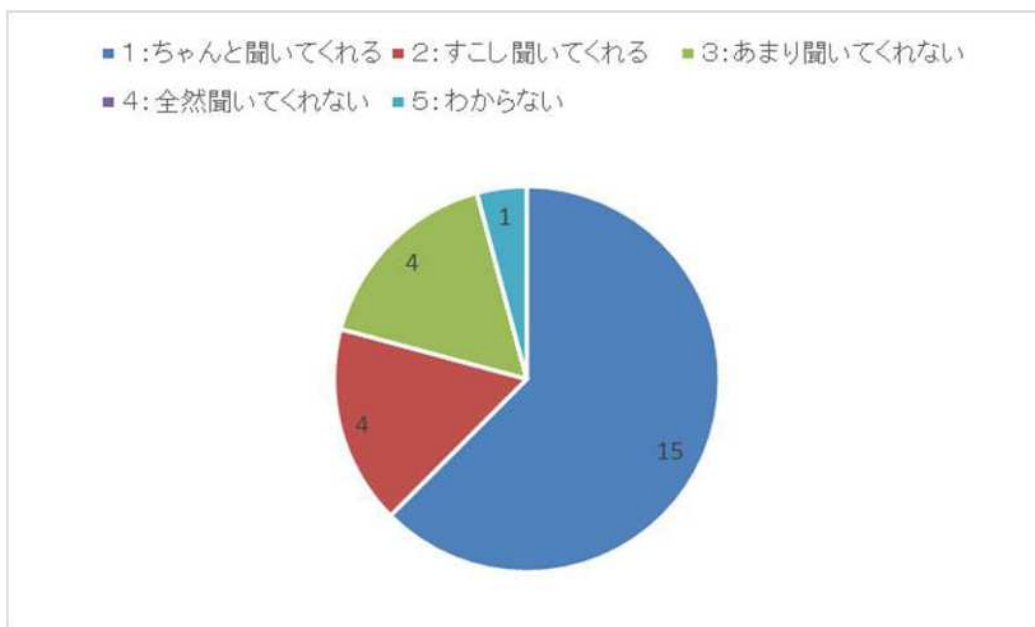
なお、ヒアリング実施時には都児童福祉審議会専門部会委員にもご参加いただきました。

主なアンケート調査結果（児童養護施設、自立援助ホーム、里親 N=24）

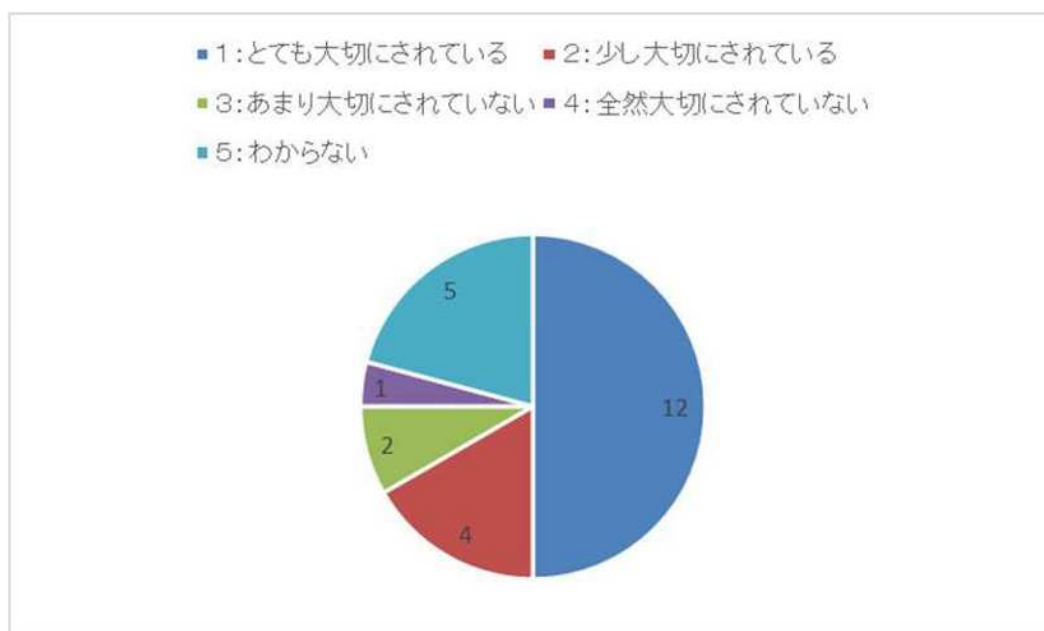
（１）周りの人にどのくらい自分の気持ちや意見を言えているか。



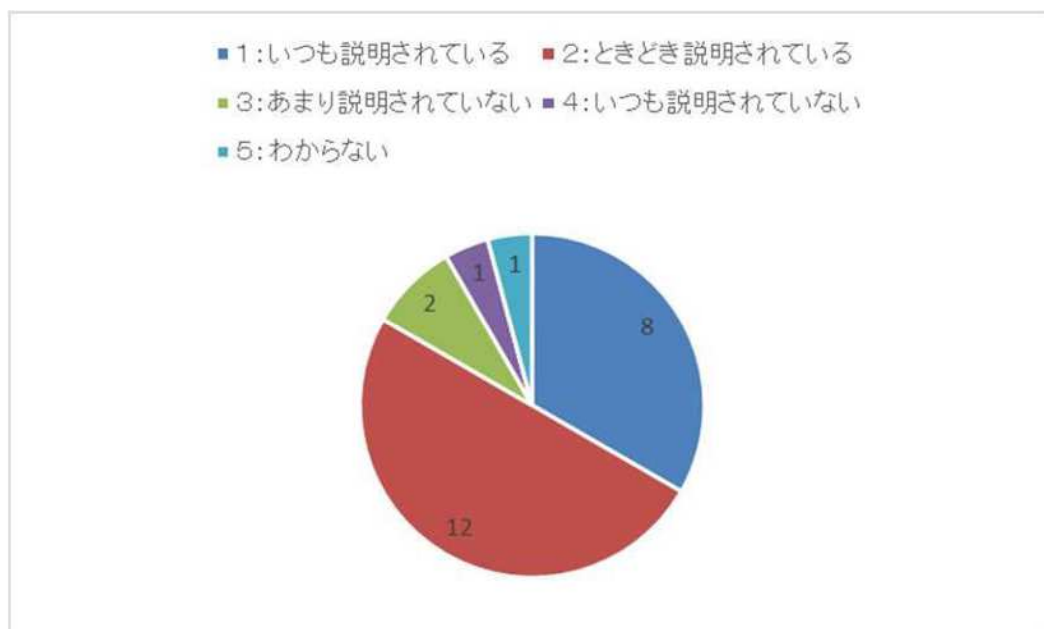
（２）周りの人に気持ちや意見を言ったとき、周りの人は話を聞いてくれるか。



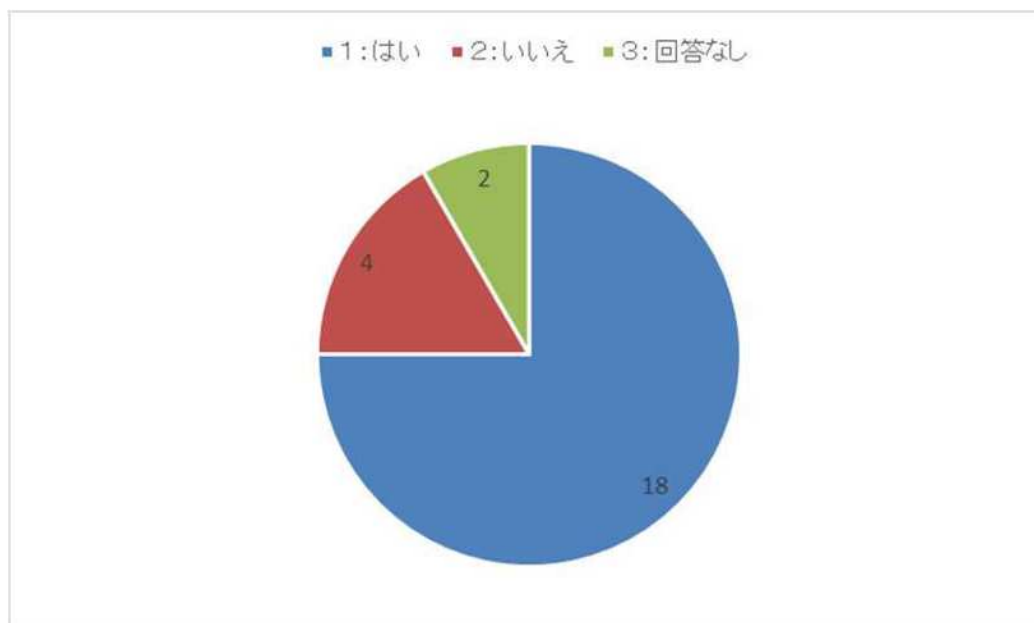
(3) あなたの気持ちや意見が、周りの人に大切にされていると感じているか。



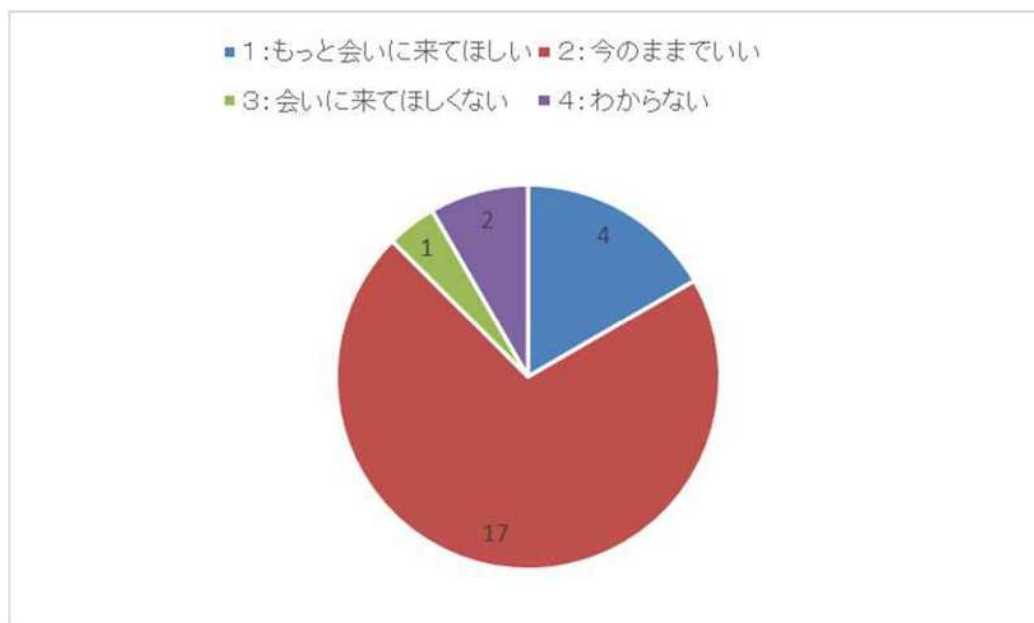
(4) 気持ちや意見を伝えたとき、気持ち等について、どのように大人が考えたり、どのように大人が対応するか説明されているか。



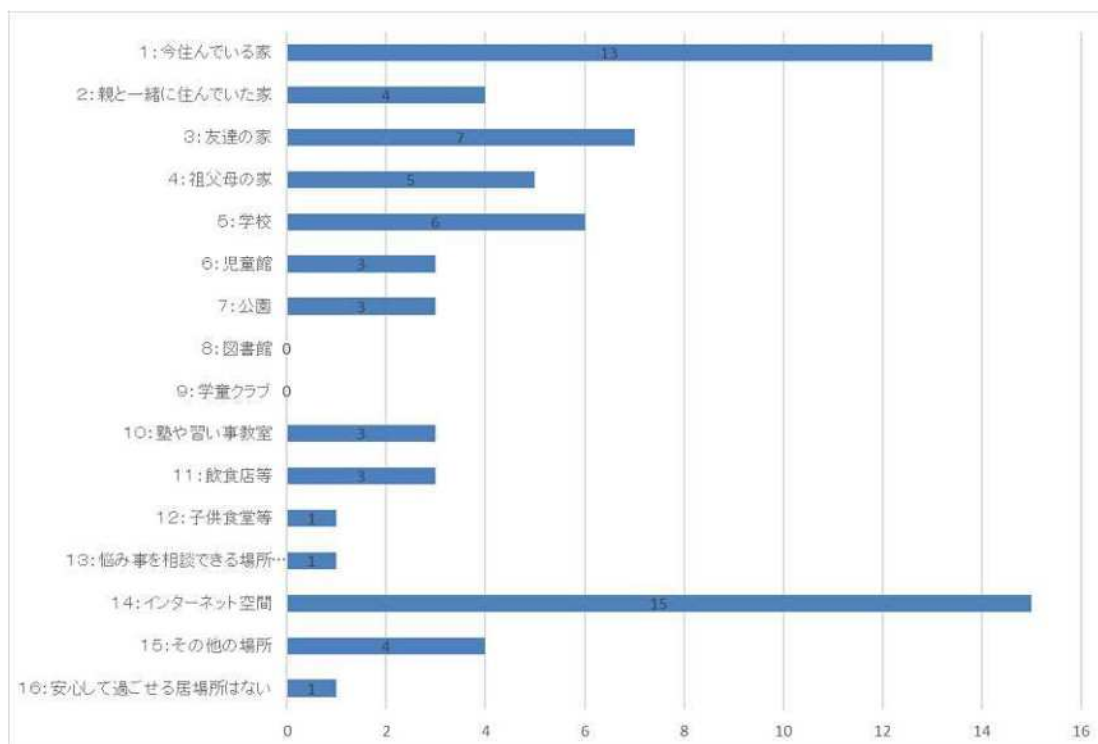
(5) 児童相談所の職員に伝えたいことを伝えることができるか。



(6) 児童相談所の職員にもっと会いに来てもらいたいのか。



(7) 安心して過ごせる居場所があるか。(複数回答を含みます。)



(8) その他

① 普段の生活で困ったことや嫌だったことはあるか。

児童養護施設と自立援助ホームへのアンケート結果では、「我慢することが多い」、「決まりやルールが多い」といった回答が多く、里子へのアンケート結果では、「困ったことや嫌だったことはない」の回答が最も多い結果となりました。

② 施設職員、里親にどのようなことをしてほしいか。

児童養護施設と自立援助ホームへのアンケート結果では、「一緒に遊んでほしい」、「話をしっかりきいてほしい」、「困っていることがなくなるように一緒に考えてほしい」といった回答が多く、里子へのアンケート結果でも、「話をしっかりきいてほしい」、「困っていることがなくなるように一緒に考えてほしい」の回答が多い結果となりました。

主な子供の意見（アンケート自由記述及びヒアリング）

※よく似た意見の統合や、誤字脱字の修正等の編集をしています。

トピック	主な子供の意見
職員等とのコミュニケーション	・週1回くらいは雑談できる時間が欲しい ・一緒に話す時間がもっとほしい ・日々のコミュニケーションに関する相談がしたい ・第3者の聞き取り機会が欲しい ・困っているときには意見をだしてくれたりして受けとめてもらっている ・気持ちや意見は言えている
施設等でのルール	・スマートフォンを持たせてほしい ・就寝時間を遅くしてほしい ・友達の家泊まりたい ・生き物を飼えるようにしてほしい ・身だしなみを整える程度のメイクは認めてもらいたい ・職員がルールを決める際にもっと意見を聞いてほしい ・アルバイト代を自由に使えるようにしてほしい ・見られるテレビ番組を増やしてほしい ・共有スペースで電子機器を使えるようにしてほしい ・レシートをもらわなくても買い物できるようにしてほしい
施設等の設備や環境の充実	・グラウンドやバスケットコートが欲しい ・庭にプールが欲しい ・ゲーム機が欲しい ・洗濯機やエアコン等の設備が古すぎるので、新しくしてほしい ・インターネット環境がない
その他	・祖父母の家など、以前いた場所が安心できる ・大人数が得意ではなく、少人数が良い ・過去に在籍した施設の人と連絡をとりたい ・区市町村職員が何度も話を聞いてくれ、「諦めるな」といつてくれた ・習い事をしたい ・バイクや車に乗りたい

1 1 子供へのアンケート・ヒアリング調査（一時保護所）

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所は一時保護等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等を行うこととされました。

具体的には、一時保護の決定、解除、更新等の際に、児童の意見を聴取しており、一時保護所の運営の中においても、その意見を尊重することが求められています。

- 都の一時保護所では、毎年度外部評価を受審し、その中で児童へのアンケート（利用者調査）を実施しており、一時保護所運営の質を向上させる取組を行っています。一時保護児童への利用者調査においては、一時保護所の生活環境や、支援内容に関する意見を聴取し、それを基に改善策を講じています。

- さらに、法改正に伴い、意見表明等支援員の導入が進められており、令和6年度より一部の保護所において試行実施しています。

意見表明等支援員は、児童が自分の意見を表明しやすい環境を整える役割を担っており、これにより児童の意見がより一層尊重されるようになっています。

- 今回、社会的養育推進計画の策定にあたり、こうした日頃の活動から聴取した児童の意見のほか、一時保護中の児童や、一時保護所を退所した児童からもアンケート調査及びヒアリングにより意見聴取を行いました。

児童の声を施策に生かし、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するためのより良い社会的養育環境の実現を目指しています。

調査概要

- （1）調査対象：都の一時保護所に入所中及び退所後の児童（就学前の児童から高等学校3年生まで）
- （2）調査方法：都の児童相談所（11か所）に対し、一時保護所に入所中の児童（未就学の児童含む）、及び退所後の児童に対し、児童福祉司などがアンケート内容に沿った調査及びヒアリングにより意見聴取を行いました。
- （3）実施時期：令和6年7月から8月
- （4）回答者数：93名（内訳は下記のとおり）

【種別内訳】

施設等	回答者数
一時保護所入所中	58名
一時保護所退所後	35名
合計	93名

【属性別内訳】

属性	回答者数
就学前	15名
小学生	36名
中学生	24名
高校生	18名
合計	93名

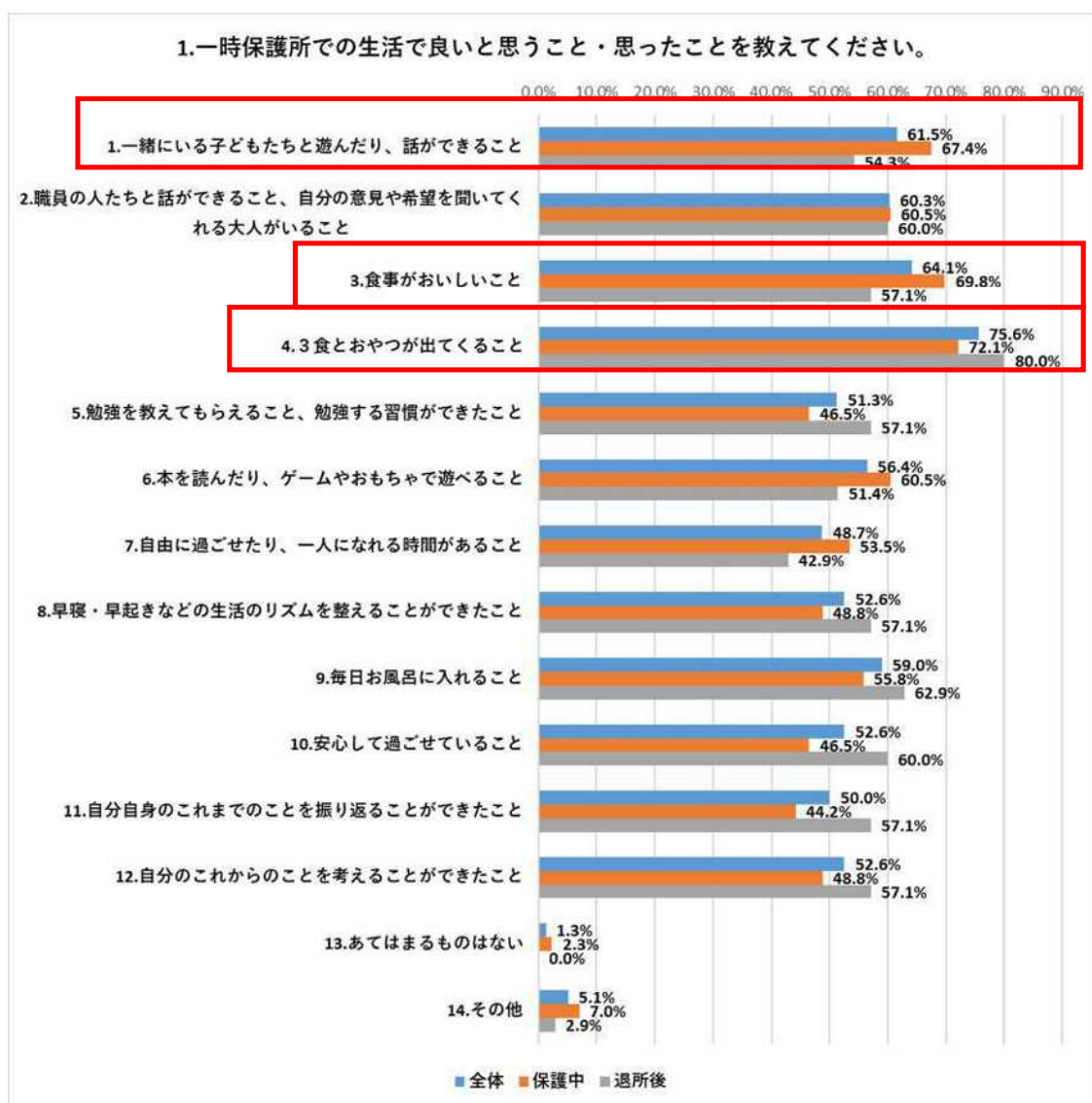
(5) 聞き取り調査の実施内容

一時保護所での生活について、良いと思うことや嫌だと思うこと、権利擁護などについて対象児童の状況に応じて、児童福祉司等が隣でサポートしながら又は口頭による聞き取りにより調査を実施しています。

主なアンケート調査結果（小学生以上 N=78、保護中 N=43、退所後 N=35）

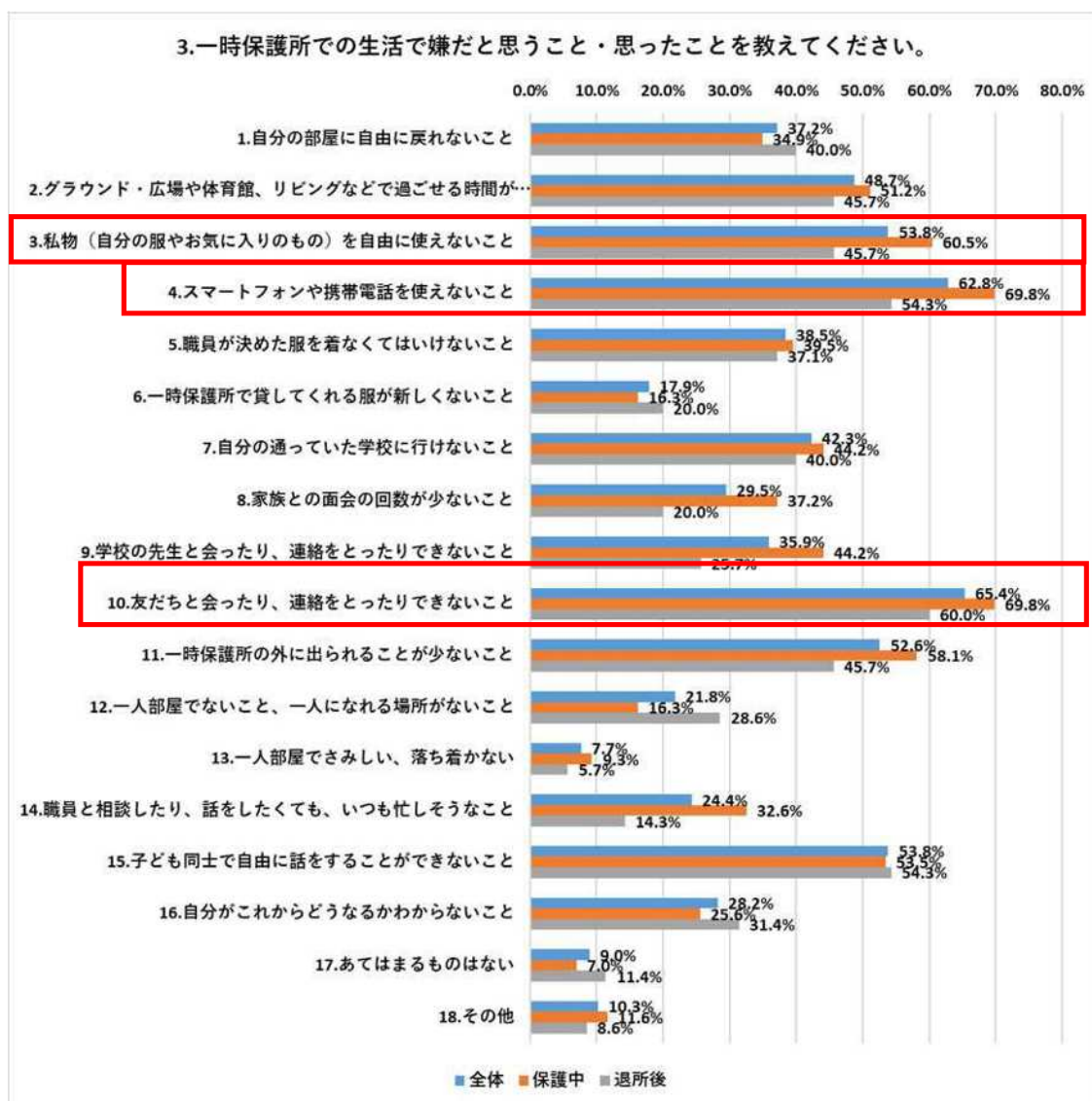
（１）一時保護所での生活で良いと思うこと・思ったこと。

一時保護所の生活について、概ね良いと感じていることが分かります。特に食事に関する事柄の満足度が高いです。次いで入浴や児童同士での遊び・会話、職員との会話・相談が可能であることについて、満足度が高くなっています。



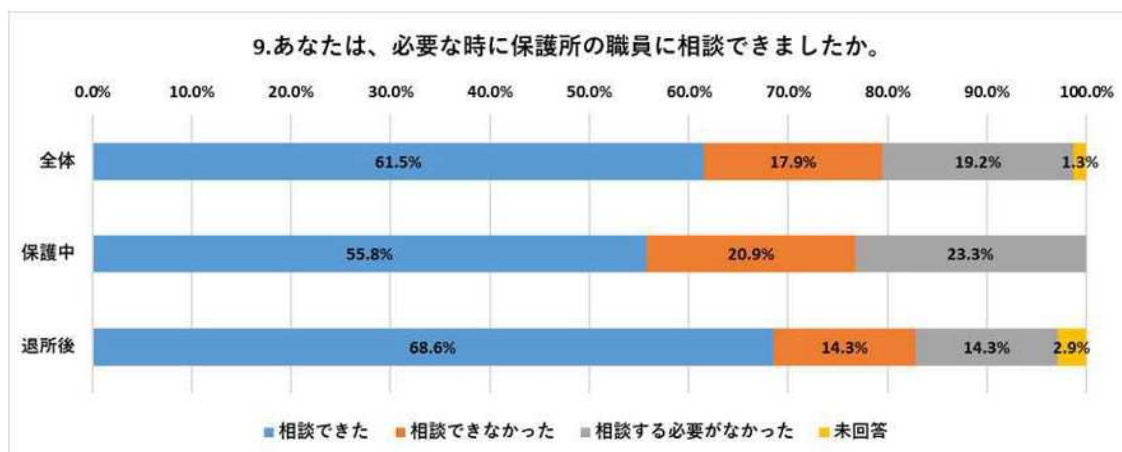
(2) 一時保護所での生活で嫌だと思うこと・思ったこと。

友人と会えない・連絡できない、スマートフォンや携帯電話を使えないことが6割以上と不満が高い結果となっています。通学できないことが4割以上、先生と会えないことなどが3割以上となっており、学校関連の不満も感じていることが分かります。



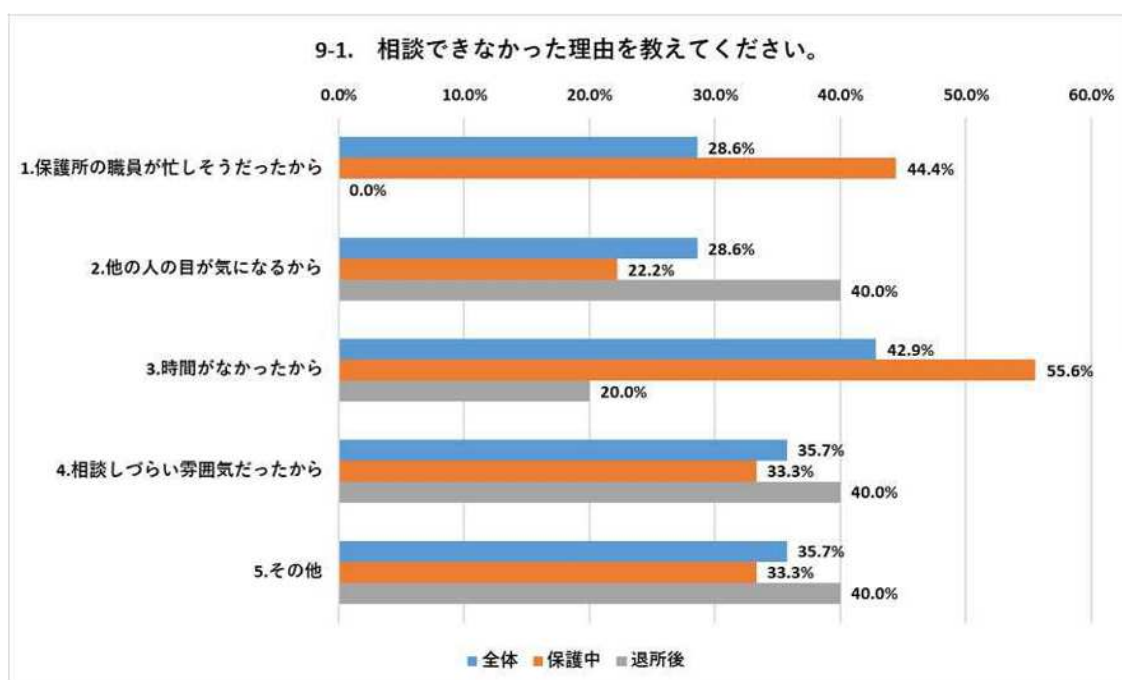
(3) あなたは、必要な時に保護所の職員に相談できましたか。

相談できた割合は全体では 6 割を超えています。相談できたと回答したのは保護中よりも退所後の児童の方が約 13% 高い割合となりました。



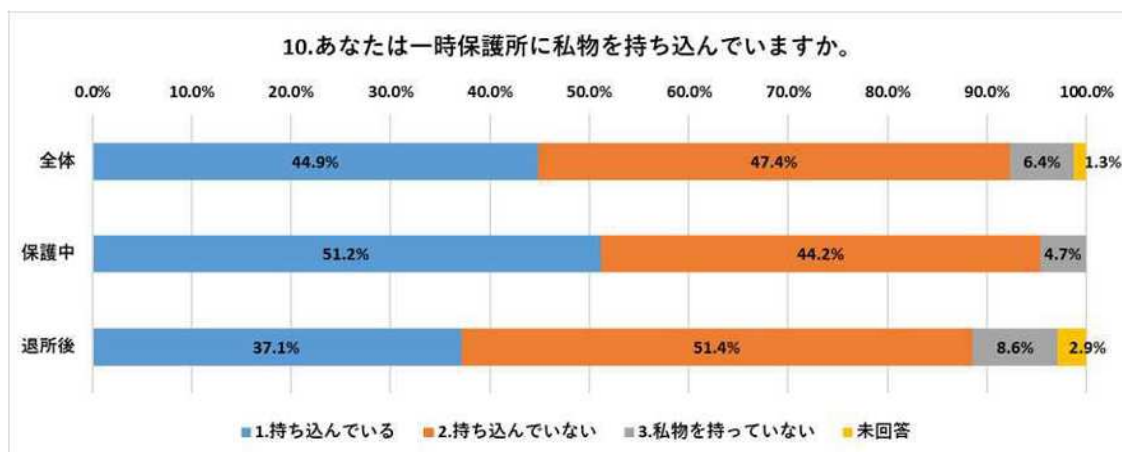
(4) 相談できなかった理由を教えてください。

保護中の児童では、時間がなかったからが最も割合が高く、その次に職員が忙しそうだったからとなっています。退所後の児童では、他の人の目が気になるから、相談しづらい雰囲気だったから、その他が4割で同数の割合となっています。



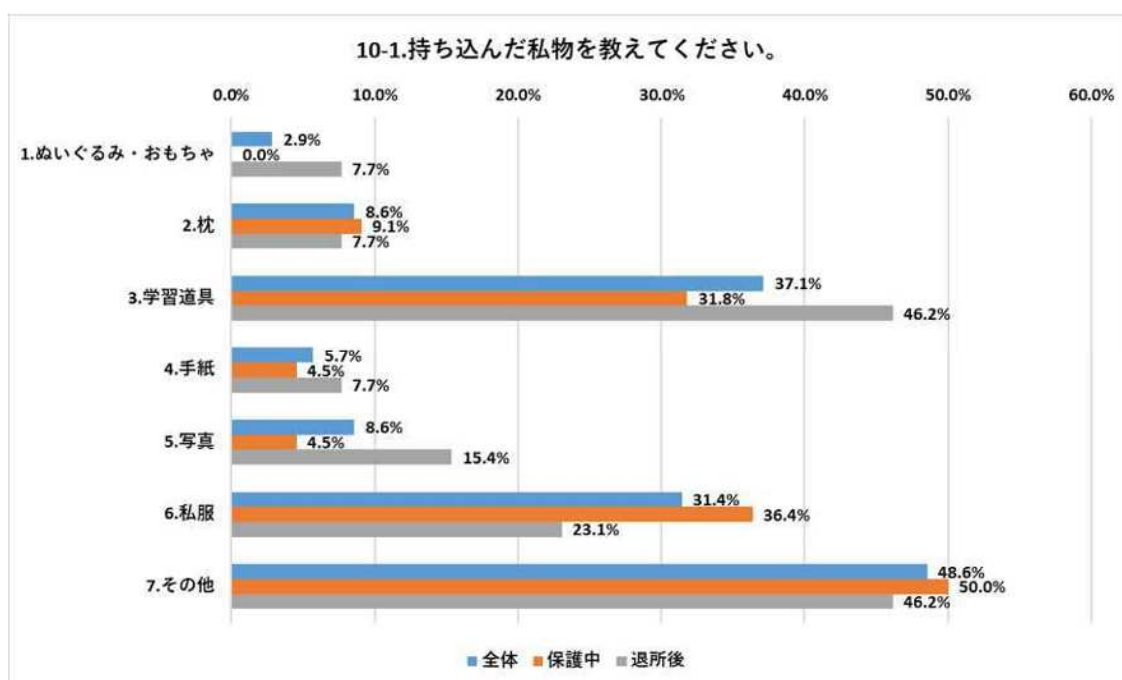
(5) あなたは一時保護所に私物を持ち込んでいますか。

私物の持ち込みに関しては、全体では半々ぐらいの割合となっていますが、保護中は持ち込んでいるが、退所後は持ち込んでいない、が高い割合となっています。



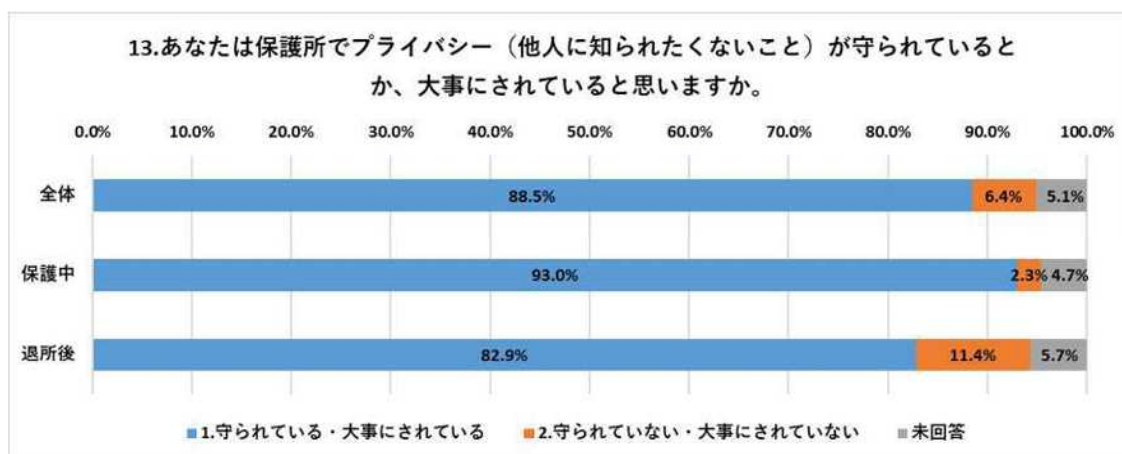
(6) 持ち込んだ私物を教えてください。

全体でみるとその他を除き、学習道具が約4割と最も高く、次いで私服が3割強でした。



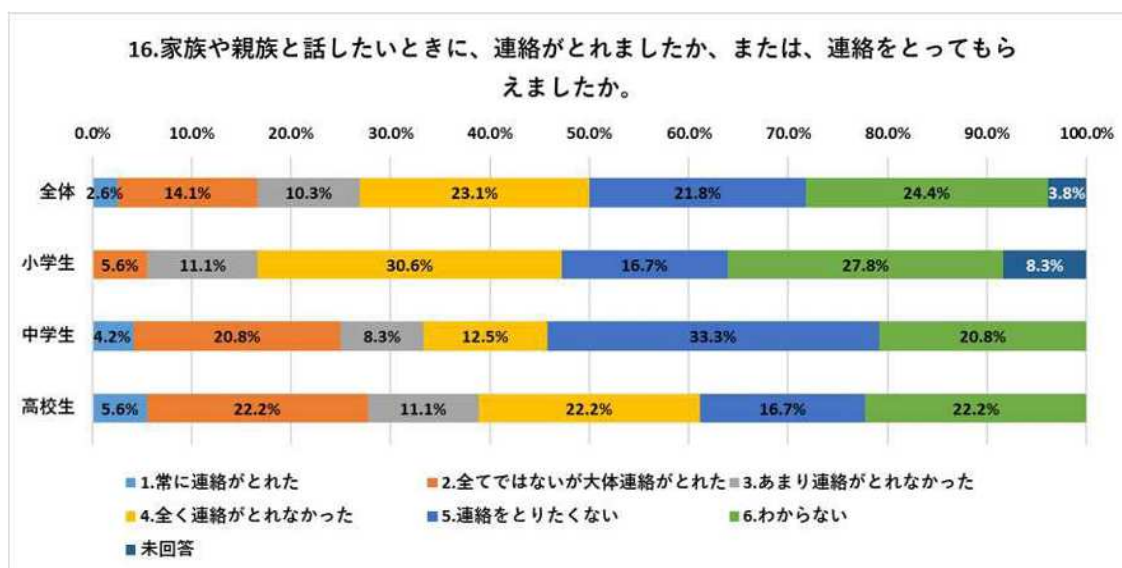
(7) あなたは保護所でプライバシー（他人に知られたくないこと）が守られているとか、大事にされていると思いますか。

プライバシーが守られていると回答した児童は全体では約 9 割と高い割合でしたが、退所後の児童で約 1 割は守られていない・大事にされていないという回答でした。



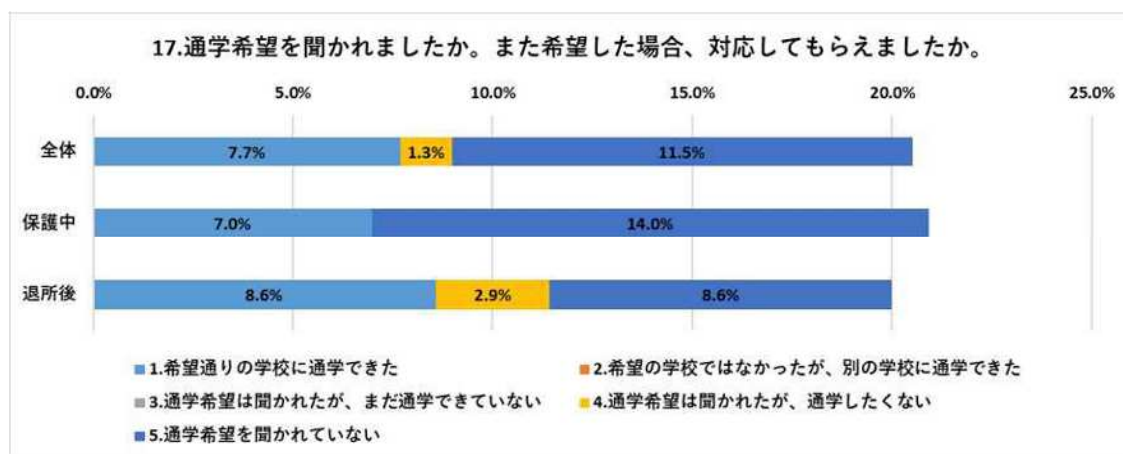
(8) 家族や親族と話したいときに、連絡がとれましたか、または、連絡をとってもらえましたか。

連絡がとれた割合は学年が上がるにつれて高くなるものの、常に連絡がとれた、全てではないが大体連絡がとれた、の割合を合わせても、3割に満たない割合でした。



(9) 通学希望を聞かれましたか。また希望した場合、対応してもらえましたか。

本質問については、全体（78名）のうち約2割（16名）の回答しか得られませんでした。その中では、半数弱の児童が希望通りの学校に通学できたものの、半数強の児童は通学希望を聞かれていない、という結果でした。



就学前の児童の意見（ヒアリング）

調査項目	主な子供の意見
一時保護所での生活で「よかった」「楽しい」と思うこと	・遊びが楽しい。おもちゃで遊べる（9 件） ・食事がおいしい。おやつがでる（4 件） ・先生が優しい（3 件） ・テレビが視聴できる（2 件） ・買い物が楽しい（2 件） ・学習が楽しい（1 件） ・入浴（1 件） ・運動（1 件） ・安心（1 件）
一時保護所の生活で「嫌だ」「変えてほしい」「もっとこうしたい」「もっとこういうことがしたい」と思うこと。	・嫌なことはない（7 件） ・特定の食べ物がほしい（2 件） ・叱られるのが嫌（2 件） ・他児におもちゃをとられてしまう（2 件） ・外出したい（2 件） ・家の話をすることが嫌（1 件） ・マスクが嫌（1 件） ・うるさいことが嫌（1 件）